

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第三十九号

昭和二十三年六月鳥取縣條例第四十号鳥取縣監査委員條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年六月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣監査委員條例中改正條例

第二條中第五号の次に左の一号を加へ第六号を第七号とし以下順次繰下げる。

六、地方自治法第二百四十三條の二の規定により普通地方公共團體の住民より監査の請求があつたとき当該事項の監査を行い、その結果に基き法に定める措置をすること。

附則

昭和二十四年六月十日 金 曜 日
第 二 千 十 八 号

本書ノ大體ハ國定規格A5ヲ

この條例は公布の日からこれを施行する。

◇鳥取縣條例第四十号

鳥取縣條例第六十五号鳥取縣競馬條例の一部を次のように改正する。

昭和二十四年六月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣競馬條例中改正條例

第二條中「拾五円」を「八円」に「五百円」を「百円」に改め、「騎主登録料一件につき百円」を削る。

第三條 競馬の実施、登録に関する規程及び競馬の開催期日は別に知事がこれを定める。

附則

この條例は昭和二十四年五月十八日からこれを適用する。

00578

規則

鳥取縣規則第四十五号

昭和二十四年四月農林省令第二十八号生鮮水産物配給規則に基いて鳥取縣消費地域生鮮水産物配給規則を次のように定める。

昭和二十四年六月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣消費地域生鮮水産物配給規則

第一條 生鮮水産物配給規則(以下單に省令という)第二十二條の規定に基き本縣における縣指定消費地域以外の地域(以下單に消費地域という)における生鮮水産物の荷受及び配給についてはこの規則の定めるところによる。

第二條 消費地域において業として生鮮水産物を買受又は委託を受けて卸売するものは生鮮水産物の荷受機関として知事より登録を受けたもの(以下指定荷受機関という)でなければならぬ。

前項の登録を受けることができるものは別表一に定

める消費地域に營業所を有するもので、知事の指示する集荷の最低責任數量を完遂するに必要な設備及び従業員を有するものでなければならぬ。

3 第一項の登録を受けようとするものは、省令第一條第三項の規定に準じ荷受機関登録申請書を当該地域の地方事務所長を経由して知事に提出しなければならぬ。

4 知事は登録に際して集荷の最低責任數量その他必要な事項を指示することができる。

5 知事は指定荷受機関に登録したときは登録票を交付するものとする。

第三條 消費地域において生鮮水産物をその消費者に対し直接販売することを業とするものは所轄地方事務所長(鳥取市賀露町においては知事)により登録を受けたもの(以下單に小売業者という)でなければならぬ。

2 前項の小売業者の登録を受けようとするものは、様式別紙一の申請書を關係市町村長を経由して知事又は

00579

地方事務所長に提出しなければならない。

3 市町村長は小売業者より申請書を受理したときは町村内における信用能力、配給に必要な器具の有無等を調査し、適當と認めるものにつき副申請書を添附して知事又は所轄地方事務所長に進達するものとする。

4 知事又は地方事務所長は登録に關し小売業者並びに市町村長に必要な事項を指示することができる。

5 知事又は地方事務所長第一項により小売業者を登録したときは登録票を交付するものとする。

6 知事又は地方事務所長は六箇月毎に小売業者の登録更新を実施することができる。

第四條 小売業者が生鮮水産物を買受ける場所はその小売業務を行う市町村の含まれる地区の指定荷受機関の荷捌所でなければならぬ。但し特別の事由により市町村長が知事の承認を受けた場合は公認出荷機関の集荷所とすることができる。

2 市町村長は小売業者と協議し前項の規定による買受場所一箇所を定め、様式別紙第二による生鮮水産物買

受届書(以下單に届書という)を知事又は地方事務所長に提出しなければならない。

3 地方事務所長は前項の届書を受理したときは直ちにこれを知事に報告し關係機関に通報しなければならぬ。

4 小売業者は第二項の届書による買受場所以外から生鮮水産物を買受けることはできない。

5 生鮮水産物の買受場所を六箇月間に変更することができない。但し特別の事情により知事の承認を受けた場合はこの限りではなす。

第五條 小売業者が配給の割当を受けて市町村に生鮮水産物を搬入したときは当該市町村長の指図に基きこれを販売しなければならない。

2 市町村長は必要があると認めるときは小売業者に対し生鮮水産物の買受け又は配給に關し必要な事項を指示することができる。

第六條 地方事務所長は所轄地域内における町村長、指定荷受機関、小売業者に対し生鮮水産物の荷受、配給

に關し必要なる事項を指示することができる。
 第七條 知事は生鮮水産物の需給調整上必要があると認めるときは地方事務所長、市町村長、公認出荷機関、生産者団体、公認荷受機関、指定荷受機関、小売業者に對し荷受配給に關する必要な事項を指示することができる。

第八條 省令第十一條第四項、第十五條、第十七條、第十八條の規定は指定荷受機関につきこれを準用する。
 2 省令第十四條は小売業者につきこれを準用する。
 3 省令第十六條の規定は消費地域につきこれを準用する。

4 省令第十九條の規定は小売業者、大口消費者、加工業者その他のものにつきこれを準用する。
 5 省令第二十三條の規定は指定荷受機関、小売業者につきこれを準用する。

附則

第九條 この規則は公布の日からこれを施行する。

第十條 小売業者が生鮮水産物を買受ける場所は当分の

間第四條第一項の規定にかかわらず規則第十六條の規定による縣指定市場とすることができる。
 2 前項の場合は第四條第二項乃至第五項の規定を適用する。
 第十一條 この規則施行の際現に消費地域において知事の指図に基いて生鮮水産物の出荷、荷受並びに配給を業として行っているものは六月三十日まではその業務を行うことができる

別表一

消費地域

荷受機関の最低責任数量
 (上半期) (下半期)
 (一月—六月) (七月—十二月)

岩美地区	蒲生村、岩井町、小田村、本庄村	四、五〇〇貫
東部地区	倉田村、米里村、津ノ井村、面影村、宇倍野村、成器村、大茅村	一〇、〇〇〇貫
西部地区	八頭地区	八頭郡一円
		三六、〇〇〇—二七、〇〇〇

東部地区

神戸村、大和村、東郷村、明正村、大正村、豊笑村、大正村、東郷村、吉岡村、末恒村、水郷村、松保村、湖山村、大郷村

一三、〇〇〇—一〇、〇〇〇
 四、五〇〇—三、二〇〇

西部地区

瑞穂村、鹿野町、日置村、日置谷村、中郷村、勝部村、坂村、實木村、水尻村、谷村、濱村、船橋村、磯を除く、青谷町、夏泊及び長瀬を除く

東部地区

西郷村、上井町、三朝村、花見村、上朝村、小鴨村、旭村、山守村、北谷村、浅津村、城守村、北谷村、高村、東郷村、松崎村、三徳村、南谷村

西部地区

榮村、下郷村、上郷村、中山村、成美村、安田村、浦安町、橋大、徳方、浦安町(逢束を除く)

八、二〇〇—六、一〇〇

西伯地区

宇田川村、大山村、天和村、成実村、天長村、上田村、勝寺村、長手村、東長村、手間村、賀野村、向郷村、石野村、幡郷村、村、春日村、大高村、殿村、逢坂村、高麗村、内村、津村、外江町、渡村、大幡村

日野地区

日野郡一円 二二、〇〇〇—一六、〇〇〇

別紙一

生鮮水産物登録小売業者申請書
 一、申請者の住所氏名及び年令(團體にあつては団体名及び代表者氏名を記載し定款その他これに準ずる書類添附のこと)
 二、小売業務を行う地域
 三、檢量器具の有無
 四、経済統制違反により処罰された事実の有無
 五、経験年数

六、その他参考となる事項
 昭和 年 月 日
 申請者 氏 名 ㊦
 ○○地方事務所長殿
 (註)身分証明書を添附すること

別紙一

生鮮水産物買受届書

一、小売業者の住所氏名並びに小売業務を行う地域

登録番号	事業を行う地域	住所	氏名	㊦

二、買受場所
 三、その他参考となる事項

右は鳥取縣生鮮水産物配給規則第四條の規定に基き御届けます。

昭和 年 月 日

申請者 氏 名 ㊦

知事又は地方事務所長殿

◇鳥取縣規則第四十六号
 昭和二十三年十月鳥取縣規則第六十九号鳥取縣地方競馬実施規程の一部を次のように改め、公布の日からこれを施行する。
 昭和二十四年六月十日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣地方競馬実施規程中改正規程
 第八十七條中「六円」を「八円」に改める。
 第九十七條の次に左の一條を加える。
 第九十七條の二、連勝式勝馬投票法において、出走すべき馬が七頭以上あるときは、法附録第一に定める連勝式番号を用いる。

◇鳥取縣規則第四十七号

鳥取縣生活物資生産販売業者登録手数料規則を次のように定める。
 昭和二十四年六月十日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣生活物資生産販売業者登録手数料規則

第一條 知事は法令の定めるところにより生活物資の生産業者及び販売業者の登録を行つたときは、別に定めるものを除く外この規則により手数料を徴収する。

第二條 手数料は、生産者登録票交付手数料、卸売業者登録票交付手数料及び小売業者登録交付手数料とし、登録票の交付を受けた者よりこれを徴収する。

第三條 前條の手数料の額は次の通りとする。
 一、生産業者登録票交付手数料

- 1、み そ 千 円
- 2、しょうゆ 千 円
- 3、アミノ酸 千 円
- 4、さとう 千 円

(二)卸売業者登録交付手数料

- 1、さとう 五百円
- 2、飲用牛乳 五百円
- 3、乳製品 五百円
- 4、かんずめ 三百円

5、せつけん 千五百円
 三、小売業者登録票交付手数料

- 1、み そ 二百円
- 2、しょうゆ 二百円
- 3、さとう 二百円
- 4、飲用牛乳 二百円
- 5、乳製品 二百円
- 6、かんずめ 百円
- 7、せつけん 五百円

登録票の汚損紛失等の事由により再交付を受けた者については、手数料を減免することができる。

第四條 納付した手数料は如何なる理由があつても、これを還付しない。

第五條 詐偽、その他不正の手段により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

附則

この規則は昭和二十四年五月二日から、これを適用する。

告示

鳥取縣告示第二百八十九号

次の河川敷地は、その公用を廢止する。

昭和二十四年六月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

千代川右岸鳥取市叶字	茶屋敷四四六ノ一地先	七七五、五四	平方
同	外河原四四五番地先	一、一九五、一五	
同	同 四二八番地先	五三五、三四	
同	同 四三〇ノ一番地狭地	二三八、五六	
同	同 四三〇ノ二番地狭地	二三八、五六	
同	岩美郡倉田村大字固安	二三〇、〇五	
同	字一里塚二三八地先		

鳥取縣告示第二百九十号

昭和二十二年四月農林省令第二十八号生鮮水産物配給規則の規定により次のように定める。

昭和二十四年六月十日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

生鮮水産物配給規則に基く乙級陸揚地及び指定消費地域指定その他の件

一、生鮮水産物配給規則(以下省令という)第三條第二項及び第四條第四項の規定により乙級陸揚地及び当該陸揚地における一出荷機關当りの集荷の最低責任数量は別表一の通り指定する。

二、省令第四條第三項の規定による出荷機關登録申請書の記載要領は概ね別紙一による。

三、省令第五條第二項の規定により乙級陸揚地の公認出荷機關の提出する報告の様式及び期日は次の通り定める。

「様式」省令第五條第一項の旬報は別紙二の様式、同條同項の月報は別紙三の様式によること。

「期日」省令第五條第一項の旬報はその期日終了後五日までに、同條同項の月報は翌月七日までに鳥取縣知事に到達するよう報告すること。

00585

8000

00584

四、漁業者(直接漁船に乗り漁撈に従事するもの)がその漁獲した生鮮水産物につき自家用消費に充てるため保有するものについては一日一貫匁以内で、当該出荷機關の承認を受けた場合は省令第八條但書第三号による許可を必要としたものとみなす。但し機船底曳網漁業の操業に直接従事する漁業者で一航海三日以上出漁するものにあつては一航海三貫匁以内とする。

五、省令第九條第一項但書第一号の規定により漁業者(漁業従事者を含む)が自家用消費にあてるため搬出し得る限度は一日一貫匁以内(規則第二條第一項第四号の水産物にあつては五百匁以内)に定める。但し機船底曳網漁業に直接従事する漁業者が自家用消費にあてるため搬出し得る限度は一日式貫匁以内(省令第二條第二項第四号の水産物にありては一貫匁以内)とする。

前項の搬出は公認出荷機關(甲級陸揚地にありては水産庁駐在官)の発行した水産物持出証明書を持するものに限るものとする。

六、省令第九條第二項の搬出証明は出荷証明書をもつてこれにかえ、同條同項の但書の自家用消費にあてるため搬出し得る限度は一日壹貫匁以内(規則第二條第二項第四号の水産物にあつては五百匁以内)とし当該町村長の水産物持出証明書を所持するものに限るものとする。

七、省令第十條第二項並びに第十一條第四項の規定により縣指定消費地域及び当該地域における一荷受機關当りの集荷の最低責任数量を別表二の通り指定する。

八、省令第十一條第三項の規定により荷受機關登録申請書の記載要領は概ね別紙四による。

九、省令第十二條第二項の規定による一登録小売店舗の消費者の登録人口は二百世帯(準世帯は五人をもつて一世帯とみなす)以上とする。但し登録小売店舗が少数であつて配給上支障を來すようなときは、登録人口数の多いものより知事において必要と認めたる店舗数に充つるまでは順次資格あるものとする。

十、省令第十二條第四項の規定による小売店舗登録申請

00586

書の記載要領は概ね別紙五によるものとする。
十一、省令第十五條第一項の規定により公認荷受機関が提出する生鮮水産物の毎月の陸揚地出荷機関別の集荷計画は前月の二十五日までに知事に提出すること。
十二、省令第十六條第一項の規定により縣指定消費地域における指定市場を次のように指定する。

縣指定消費地域 指 定 市 場

鳥 取 市 鳥取市魚町尻二〇
(賀露町を除く)

米 子 市 米子市灘町一丁目三六
同 米子支所市場

倉 吉 町 東伯郡倉吉町大字荒神町三五七ノ四
倉吉公營魚市場

十三、省令第十六條但書第一号の規定により自家用消費にあてため指定消費地域に生鮮水産物を搬入し得る限度はこれを一日式貫匁以内(省令第二條第二項第四号の水産物にあつては五百匁以内)とし、公認出荷機関又は第六項に定める町村長の発行した水産物持出証

明書を所持するものに限るものとする。

附 則

十四、この規定は公布の日からこれを施行する。
十五、この規定施行の際現に生鮮水産物の公認出荷機関であるものは十月十四日までは従前の通りその地域につき公認出荷機関としての業務を行うことができる。
十六、この規定施行の際現に公認出荷機関並びに公認荷受機関であるものの最低責任数量を知事において別に指示せるときはこの規定の第一項並びに第七項の規定によらないものとする。
十七、昭和二十二年五月鳥取縣告示第九十七号及び第九十二号、昭和二十二年七月鳥取縣告示第二百九十七号及び第三百十三号はこれを廃止する。

別表一

一出荷機関当りの出荷の最低責任数量(自一月)

乙級指定 陸揚地 量(自一月)

陸揚地 量(自一月)

東 村 四五、〇〇〇 泊 村 四三、〇〇〇 貫

浦富町 四〇、〇〇〇 宇野村 三、〇〇〇 貫

00587

田後村 一一〇、〇〇〇 橋津村 一、〇〇〇 貫

網代村 一五〇、〇〇〇 長瀬村 一、〇〇〇 貫

大岩村 九〇、〇〇〇 中北條村 三、〇〇〇 貫

福部村 一六、〇〇〇 下北條村 二、〇〇〇 貫

鳥取市 一一〇、〇〇〇 大誠村 一、〇〇〇 貫

(賀露町のみ)

寶木村 一一、〇〇〇 由良町 三、〇〇〇 貫

酒津村 三三、〇〇〇 八橋町 三、〇〇〇 貫

浜村町 二七、〇〇〇 浦安町 三、〇〇〇 貫

青谷町 一三、〇〇〇 赤碓町 八〇、〇〇〇 貫

下中山村 二、〇〇〇 和田村 六、〇〇〇 貫

御來屋町 六、〇〇〇 大篠津村 二、〇〇〇 貫

淀江町 二〇、〇〇〇 中浜村 二、〇〇〇 貫

米子市 二〇、〇〇〇 上道村 五、〇〇〇 貫

富益村 七、〇〇〇 余子村 一五、〇〇〇 貫

夜見村 三、〇〇〇

鳥 取 市 三五、〇〇〇 貫 二八、〇〇〇 貫

(賀露町を除く)

米 子 市 三四、〇〇〇 貫 二七、〇〇〇 貫

倉 吉 町 一一、〇〇〇 貫 一〇、〇〇〇 貫

別紙一

出荷機関登録申請書

一、申請者の住所及び氏名(團體にあつては主たる事務所の所在地團體名及び代表者の氏名なお定款その他これに準ずる書類を添附すること)

二、出荷業務を営もうとする陸揚地名

三、集荷場及び事務所の所在地(図面を添附すること)

四、四半期毎の漁業種類別集荷計画數量(一箇年分)及び同計画に関する詳細且つ具体的な説明

年 月 日

申請者(團體にあつては代表者)の氏名

鳥取縣知事 殿

縣指定消費地域

一、荷受機関の最低責任數量

上 半 期 (二月一六月)

下 半 期 (七月一十二月)

(註) 出荷機関の收支予算書、組合員數、役職員の名簿等別紙として添附のこと。

別紙二

出荷旬報	自	至	月	日
陸揚地名 出荷機關名	出荷計画	出荷実績	月累計	備考
出荷先	出荷計画	出荷実績	月累計	備考
合計				

(註) 備考欄には集出荷上の特殊事情を記入のこと。
出荷実績が特に良好又は不良の場合には其の理由を詳細に記入すること。

別紙三

陸揚地名 出荷機關名	出荷計画	出荷実績	計画に対する実績の比率	備考
1 集荷成績				
合計				

(註) 1、備考欄には集出荷上の特殊事情を記入のこと
集荷又は出荷の成績が特に良好又は不良の場合はその理由を詳細に記入すること
2、主要魚種は当月に於て数量の多いもの四種類以上をあげ他はその他として一括すること

漁種別	集荷数量	出荷数量	備考
3 主要漁種別出荷数量			
合計			

別紙四

生鮮水産物荷受機関登録申請書

- 一、申請者の住所及び氏名(團體にあつては主たる事務所の所在地団体名及び代表者の氏名なお定款その他これに準ずる書類を添附すること)
- 二、配給業務を営もうとする地域
- 三、資本金(拂込金額を明記すること)
- 四、四半期毎の陸揚地別集荷計画
- 五、その他参考となる事項

住所

申請者(團體にあつては代表者名) 印

鳥取縣知事 殿

(註) 本申請書に事業計画書、登録簿の寫(謄本)會社にあつては株主名簿、役員名簿及び役員員の身分証明書並びに出荷の裏は証明書等添附のこと。

別紙五

生鮮水産物登録小売店舗申請書

- 一、申請者の住所及び氏名(團體にあつては団体名及び代表者の氏名を記載し定款その他これに準ずる書類添附のこと)
- 二、店舗の所在地
- 三、従業員数(店主及び家族従業者を含む)
- 四、検査器具の有無
- 五、経済統制違反により処罰された事実の有無
- 六、経過年数
- 七、その他参考となる事項

年 月 日

申請者の氏名(團體にあつては代表者の氏名) 印

鳥取縣知事 殿

(註) 身分証明書を添附すること

鳥取縣告示第二百九十一号

自作農創設特別措置法第三條の規定により昭和二十二年三月三十一日及び同年七月二日同年十月二日同年十二月二日を以て買収した農地につき同法第九條第一項但書の

規定によりこれを公告する。

但し、前記の項目、面積等の計算上の誤り等は、登記簿の記載と異なる限り、登記簿の記載を準ずる。

昭和二十四年六月十日

豊後県知事 西 野 泰 治

買収令書交付不能一覽表

記号番号	所有者氏名 又は名称	住 所	農地の所在	対 価	報償金	買収対価支拂方法		支拂時期	その他
						期日	現金/証券		
國英2188	林 榮治	氣高郡美穗村向国安	國英村	1,310.00	227,2310.00	1,000			
西郷2118	下田 リよ	鳥取市江崎町	西郷村	25.44	同	25.44			
大御門2102	天 祐 寺	八頭郡賀茂村奥谷	大御門村	196.00	同	196.00			
隼2118	西川 定通	同安部村日下部	隼村	20,020.32	同	20,3220.000			
丹比2252	尾崎 喜衛	同安井	丹比村	576.00	同	576.00			
中私都2119	土井 清次	鳥取市瓦町	中私都村	33.60	同	33.60			
用瀬2118	黒部 一正 黒部 小計	同吉方仮住宅	用瀬町	118.08 265.44 388.52	同	-118.08 265.44 388.52			
土師2150	中西 久仁	智頭町大呂	智頭町	28.52	同	28.52			
宮沢2168	持本 芳顯	同智頭	同	4.80	同	4.30			

00590

00591

八上2308	山根 金藏	大伊村殿	八上村	228.08	22,102	228.08			
池田2717	岡本 武	若櫻町若櫻	池田村	783.20	22,122	703.20			
上私都2602	三上 留吉	鳥取市西町	上私都村	10.08	同	10.08			
大2668	中村 小 中村 小計	八頭郡大村美成	大村	1,548.80 2,475.36 4,024.16	同	974.72 476.36 1,450.08	1,000 2,000 3,000		
社2602	龜谷 一三	用瀬町用瀬	社村	83.52	同	83.52			
同 609	中田 勇一郎	社村古用瀬	同	1,528.20	同	528.20	1,000		
智頭2603	枯木 かめ	米子市西倉吉町	智頭町	181.92	同	181.92			
山形2619	大坪市次郎	智町智頭	同	12.00	同	12.00			
土師2607	株式会社木綿屋絲本店	同	同	3,815.52	同	815.52	3,000		
土師2615	大坪市次郎	同	同	1,751.82	同	751.82	1,000		
明治269	森下 平藏	鳥取市西品治町18番地	明治村	1,148.40	22,331	1,148.40			
松保264	垣田 龜太郎	八頭郡牟村福井	松保村	464.80	同	464.80			
同 11	安田 芳子	鳥取市行徳	同	932.00	同	932.00			
千代水261	西 念 寺	鳥取市賀露町1055番地	千代水村	2,176.80	同	2,176.80			
勝谷2630	大谷 龜藏	氣高郡青谷町青谷3645	勝谷村	986.40	同	986.40			
同 35	細川 米藏	米子市博勢町148	同	170.40	同	170.40			
日置谷2624	至川 末吉	氣高郡青谷町	日置谷村	1,080.40	同	1,080.40			

日置 138	大西 茂藏	不明	日置村	262.80	同	262.80
同 7	大谷 亀藏	青谷町青谷	同	232.00	同	232.00
舎人 1418	岡本 重信	東伯郡花見村門田	舎人村	3,032.40	同	3,032.40
橋津 1414	北尾 勝巳	氣高郡青谷町	橋津村	14.69	22.7.2	14.69
舎人 1192	名越 幸枝	東伯郡倉吉町	舎人村	1,263.20	同	263.20
三朝 1128	同	同	三朝村	825.60	同	825.60
竹田 1122	畑 久	同	竹田村	48	同	48
倉吉 1129	名越 輝	同	倉吉町	8,518.89	同	5,188.89
同 148	種部 純伍	同	同	5,539.20	1,545.75	同 1,085.08
同 148	同	同	同	同	同	6,000
社 1181	谷口 文美	同社村	社村	1,653.92	同	653.92
灘手 1183	有頼 米藏	同下北條村	灘手村	1,094.40	同	94.40
同 1183	同	同	同	同	同	1,000
同 1183	同	同	同	同	同	7,000
八橋 1133	陰山正次郎	同下郷村	八橋町	964.32	同	964.32
橋津 1106	岡田 正二	同橋津村	橋津村	1,334.02	432.32	766.34
宇野 11617	藏本 彦藏	同宇野村	宇野村	1,647.20	467.02	同 1,143.22
灘手 11685	佐藤 政市	同灘手村	灘手村	1,826.40	502.26	同 338.66
						2,000

26500

同 686	高尾 清市	同	同	837.92	98.56	同 436.48
大園 112	大塚友次郎	米子市日野町	大園村	11,186.33	21.3.31	11,186.33
彦名 1170	山陰合同銀行	同岩倉町	彦名村	9,385.79	21.7.2	885.79
外江 1132	南家 清一	西伯郡外江町	外江町	248.34	同	248.34
境 1181	門永 昇平	同境町	境町	1,637.97	同	637.97
大幡 1136	勝部繁次郎	同大幡村	大幡村	1,666.80	同	566.80
大高 1121	齊安 郁子	同大高村	大高村	3,573.68	同	573.68
大山 1101	米山藤次郎	同五石村	大山村	1,403.40	同	403.40
渡 1110	門永 昇平	同上道村	渡村	3,311.01	21.10.2	811.01
境 11305	同	同	境町	5,741.84	1,453.44	同 1,95.28
中浜 11380	渡谷 玄三	同	中浜村	120.52	同	120.52
富益 11308	門永 昇平	同境町	同	373.43	同	373.43
日吉津 11338	今吉 神社	同吉津村	日吉津村	126.30	65.30	同 182.00
同 339	山崎 茂林	同	同	723.20	165.90	同 889.10
上長田 11614	手谷 久巳	同上長田村	上長田村	11,214.24	3,088.70	同 302.94
米子 11387	深田 武藏	同五石村	米子市	6,931.62	21,110.2	1,091.62
同 342	岡田 定次	米子市東藤原	同	60.20	同	60.20
同 480	船越久美子	西伯郡大高村	同	1,362.67	同	362.67

26500

00221

00221

00594

黒坂い4	藤田善作外1名	大宮村菅沢	黒坂町	6,487.12	22,331	3,487.12	3,000
同 26	佐城 三二	日野上村霞	同	228.04	同	228.04	
同 30	庄倉 貞治	西伯那天津村清水川	同	44.40	同	14.40	
同 46	株式会社米子銀行	米子市東倉吉町	同	4,398.56	同	398.56	4,000
大宮い24	戸崎拾吉外1名	多里村	大宮村	1,790.48	同	1,790.48	
同 37	大淵雄一郎	彦名村	同	39.84	同	39.84	
同 47	宮本 滝江	不明	同	2.88	同	2.88	
同 48	宮本喜一郎外1名	米子市	同	26.40	同	26.40	
阿毘線い20	木山 千作	阿毘線村阿毘線	阿毘線村	2,156.00	同	2,156.00	
多里い19	長谷川伸次郎	愛知縣北設楽郡築町	多里村	252.96	同	252.96	
同 20	岡村 一治	米子市皆生	同	231.36	同	231.36	
同 27	出垣 敏一	南米アラシ丸	同	15.84	同	15.84	
同 29	荒木覚五郎	南米	同	9.12	同	9.12	
日野上い2	播磨 清藏	大阪市東区高麗橋五丁目	日野上村	131.52	同	131.52	
石見い24	大島 豊	米子市上福原	石見村	2,000.72	同	2,000.72	
江尾い6	盆尾吉太郎	高道笑町	江尾町	4,053.92	同	4,053.92	
同 28	河上 成治	米沢村宮内	同	164.80	同	164.80	
米沢い16	岡田 秀雄	米国	米沢村	2,468.00	同	2,468.00	

00595

八郷い8	植田 文子	米子市加茂町	八郷村	1,194.00	同	1,194.00	
黒坂い169	西村 つね	黒坂町福長	黒坂町	190.32	22,772	190.32	
大宮い102	桑田 胸八	大宮村折渡	大宮村	1,214.89	同	214.89	1,000
日光い117	内田 才一	日光村	日光村	1,310.40	同	310.40	1,000
八郷い160	野坂政太郎	大幡村上細見	八郷村	904.09	同	904.00	
大宮い302	栗田 胸八	大宮村奥栗谷	大宮村	852.23	22,102	852.23	
同 812	青戸 信宏	同下横見	同	14,128.16	同	128.16	14,000
同 316	古田 なか	同印賀	同	654.20	同	654.20	
同 317	同	同	同	317.96	同	317.96	
同 338	井上 倉藏	根雨町	同	161.28	同	161.28	
同 340	小原勘三郎	島根縣熊美郡	同	5,882.80	同	882.80	5,000
同 343	段塚吉十郎外2名	同	同	2,495.28	同	1,495.28	1,000
同 345	原田伸次郎外2名	同	同	397.80	同	397.80	
同 451	白根 博愛	大宮村折渡大折渡	同	1,006.74	同	6.74	1,000
同 454	白根大しの	同寶谷南	同	185.04	同	185.04	
同 455	木山 愛精	同印賀	同	230.97	同	230.97	
同 456	田辺 正夫	同	同	299.37	同	299.37	
同 457	細田角三郎	同菅原	同	33.15	同	33.15	

00596

同	458	板倉米三郎	同印費	同	1,828.06	同	828.06	1,000
同	459	板倉 龍平	同古市	同	221.85	同	221.85	
同	452	古都喜三郎	同下栗谷	同	549.78	同	549.78	
同	453	佐藤 茂吉	同	同	1,726.86	同	726.86	1,000
同	460	西林 次男	同智沢	同	1,102.11	同	102.11	1,000
同	461	段塚 幸子	米子市	同	276.80	同	276.80	
同	462	伊樂 常市	西伯郡上長田村	同	620.80	同	620.80	
同	463	朽木 龍三	米子市西町	同	6,931.28	同	931.28	6,000
同	山上は311	藤原 時代	山上村福壽英	同	1,775.60	同	775.60	1,000
同	石見い344	山本ふさの	石見村下石見	同	555.20	同	555.20	
同	368	福田 常義	同神水	同	1,260.15	同	260.15	1,000
同	米沢は305	大岩八郎外1名	米沢村下敷村	同	4,760.72	同	760.72	4,000
同	日光は349	本庄知恵子	日光村添谷	同	1,135.26	同	135.26	1,000
同	310	安田 高勲	同河原	同	151.28	同	151.28	
同	330	米田梅吉外1名	同松原	同	910.91	同	910.91	
同	328	中島 亀利	同朽原	同	1,886.94	同	886.94	1,000
同	339	中島 榮重	同	同	1,264.80	同	264.80	1,000
同	337	渡辺とくよ	同	同	171.74	同	171.74	

00597

同	334	植田喜久男	同	同	383.52	同	383.52	
同	336	相見 敏明	同	同	3,512.88	同	512.88	3,000
同	大宮に639	西村市兵衛	西伯郡上長田村	黒坂町	10.08	22,12.2	10.08	
同	673	徳原 吉壽	赤崎町	溝口町	116.64	同	116.64	

◇鳥取縣告示第二百九十二号

昭和二十三年法律第一〇四号へい獣処理場等に関する法律第六條第二項の規定による身分を示す証票を次の者に交付した

昭和二十四年六月十日

職名	鳥取縣知事	西 尾 愛 治
氏名	番号	交付年月日
鳥取縣技術吏員	川上 剛延	十八
環境衛生監視員	中西 保	十九

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第二十九号

鳥取縣教育委員會の臨時会を左記により招集する。

昭和二十四年六月十日

鳥取縣教育委員會委員長 佐々木顯一

- 記
- 一日 時 昭和二十四年六月十五日午前十一時
 - 一 場 所 鳥取市東海 鳥取縣教育委員會委員室
 - 一、附議事項
 - 一、一名譽昇級について